

議案第 21 号

大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 26 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大田原市国民健康保険条例（昭和34年条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第1章の章名を「第1章 大田原市が行う国民健康保険の事務」に改める。

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2章の章名を「第2章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第2条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）」を「本市に設置する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会は、名称を大田原市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とし、」に改め、同条各号中「7人」を「5人」に改める。

第5条を次のように改める。

（被保険者とししない者）

第5条 次に掲げる者は、被保険者とししない。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに収容されている者であって、市長が当該施設の長の意見を聞いて定める者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は里親に委託されている児童であって、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のない者

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。